

幕別町地域包括支援センターの基準を定める条例の一部を改正する条例

幕別町地域包括支援センターの基準を定める条例（平成27年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第115条の46第4項」を「第115条の46第5項」に改める。

第3条第1項中「第1号被保険者」の次に「（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）」を、「員数」の次に「（次条に規定する幕別町地域包括支援センター運営協議会（以下この条において「地域包括支援センター運営協議会」という。）が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができる。次項において同じ。）」を加え、同項第3号中「介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の68第1項」を「介護支援専門員であつて、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第140条の68第1項第1号」に、「終了した者」を「修了したものの（当該研修を修了した日（以下この号において「修了日」という。）から起算して5年を経過した者にあつては、修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に、同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了している者に限る。）」に改め、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項本文中「前項」を「第1項」に改め、「次条に規定する幕別町」を削り、同項の表中「前項各号」を「第1項各号」に、「前項第1号」を「第1項第1号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おむね3,000人以上6,000人未満ごとに前項各号に掲げる常勤の職員の員数を当

該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ前項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、前項各号に掲げる者の中から2人とする。

第4条第1項中「円滑な運営を図るため」の次に「、省令第140条の66第1号イの規定に基づき」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。